

答弁書第五七号

内閣参質一九六第五七号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員川田龍平君提出女性活躍推進法に基づく男女間の賃金格差の情報公表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員川田龍平君提出女性活躍推進法に基づく男女間の賃金格差の情報公表に関する質問に対する答弁書

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条の規定により公表する情報の事項については、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）において、「女性の活躍に関する企業の情報の見える化を進め、一層の女性活躍に向けた企業の取組を促進する。具体的には、労働時間や男性の育児休業の取得状況、女性の管理職比率など、女性が活躍するために必要な個別の企業の情報が確実に公表されるよう、二千十八年度までに女性活躍推進法の情報公表制度の強化策などについての必要な制度改正を検討する」とされていることを踏まえ、検討してまいりたい。

